

[事案 2020-182] 契約者貸付利息返還請求

・令和 3 年 2 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

契約者貸付を受けたつもりではなかったことを理由に、利息相当額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 8 月および平成 7 年 11 月に契約した 2 件の終身保険について、平成 30 年 1 月に自分の子を通じて契約者貸付を行い、令和 2 年 3 月に元利金を返済したが、以下の理由により、利息相当額を返してほしい。

(1) 高齢者施設への入所に備えて、介護保険限度額認定制度の申請をするため、資産額を圧縮する必要があったことから、担当者に相談したところ、本契約を利用した積立金の払い出しを案内された。この際担当者からは、一部払い出しとしか聞いておらず、利息が発生するとは伝えられなかったため、貸付であるとの認識が全くなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 担当者は、申立人が主張するような相談を受けていない。
(2) 契約者貸付手続に使用した書類には、「貸付」という文言が至るところに記載されていることから、誤解をしていたとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人子に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に契約者貸付の認識がなかったとは認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。